

滋賀県旅費支給条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方公務員法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第3条関係）
- (2) この条例は、令和元年12月14日から施行することとします。

滋賀県旅費支給条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号または第4号の規定に該当する場合において、 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第2号、第4号</u>および <u>第5号</u>もしくは第29条第1項各号に掲げる事由またはこれらに 準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわら ず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条および第2条 省略 (旅費の支給)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号または第4号の規定に該当する場合において、 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第1号、第3号</u>およ <u>び第4号</u>もしくは第29条第1項各号に掲げる事由またはこれらに 準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわら ず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>以下省略</p>